

ID: 1108

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	承認事項の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例施行規則 第10条第2項		
例 規 番 号	令和 6 年規則第26号		
【根拠条文】 (利用の変更等) 第10条 利用者は、利用の承認を受けた施設等の承認の内容を変更し、又は施設等の利用の取下げをしようとするときは、第4条第1項に規定する利用の承認に係る書面を添えて、指定管理者に申請(以下「変更等申請」という。)しなければならない。 2 指定管理者は、変更等申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を利用者に対して書面により通知する。 3 指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、利用日の変更等申請は1回限りとする。 4 利用者は、変更等申請の承認を受けた場合において、変更後の利用料金が既納の利用料金より多いときは、その差額を納付しなければならない。 5 利用者は、変更等申請の承認を受けた場合において、変更後の利用料金が既納の利用料金より少ないときは、次条の規定による利用料金の還付を受けるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1 日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日